

平成30年度第3回
滋賀県大規模小売店舗立地審議会

日 時 平成30年(2018年)7月18日(水)

14時00分～

場 所 滋賀県庁 北新館5-B会議室

議 事 次 第

1. 開会

2. 議題

大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議について

- ・「(仮称)ドラッグコスモス一里山店」(法第5条第1項 新設)
- ・「(仮称)ドラッグコスモス愛知川店」(法第5条第1項 新設)
- ・「(仮称)ドラッグコスモス彦根駅東店」(法第5条第1項 新設)
- ・「えちがわショッピングセンター」(法第6条第2項 変更)
- ・「FriendTown日野」(法第6条第2項 変更)

3. その他

4. 閉会

[14時00分 開会]

1. 開会

(挨拶 記録省略)

2. 議題

大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議について

(事務局説明 記録省略)

- 会長：ここまでの説明で、何か御質問等ございますか。
- 委員：ドラッグコスモス一里山店で大津市からの意見の概要資料がありますが、それに対する返答の資料がないのは、今回の審議会に間に合わなかったということですか。
- 事務局：市町からいただいた意見に関しては、事業者意見を送付した上で、意見に対する回答を送付して下さいと事業者と話をしております。ただ、その内容を審議会の場で、委員の皆様には連携しておりませんでした。
- 委員：これに関しても、回答は県には来ているのですか。
- 事務局：来ております。ただ、意見書の中身が大規模小売店舗立地法に関係ないことが大多数でした。
- 委員：分かりました。
- 会長：他にいかがでしょうか。
- よろしいですか。
- 前回のアルプラザ野洲に関する話がありました。こちらは野洲市から色々な意見が出てきて、事業者向けではない意見がかなりあったということと、事業者から野洲市に協議の申し入れをしても、野洲市が対応してくれない状況を踏まえて、県から野洲市に申し入れをしていただいたそうです。現在は、県と市の間で協議中ということですか。
- 事務局：そうです。
- 会長：審議会としては意見は「なし」で、付帯意見を出しました。審議会としては、結論を出して、特にそれに対して事業者が何かしないといけない状況にはないということよろしいですか。県と市の間では引き続き調整を進めていただければと思います。
- 事務局：わかりました。

○会長：他に、いかがでしょうか。

それでは、建物設置者の方から説明をいただければと思います。

(仮称) ドラッグコスモス一里山店 (法第5条第1項 新設)

○会長：それでは、(仮称) ドラッグコスモス一里山店の新設届出につきまして、周辺地域の生活環境への影響と配慮事項を中心に、10分ぐらいで説明をお願いいたします。

○設置者：ドラッグコスモス一里山店につきまして、配慮事項等、また住民説明会の模様等、御説明をさせていただきます。

住民説明会は、地域住民5名に御参加いただきました。幾つか御質問をいただいておりますが、すべて説明会の場でお答えをさせていただいております。

当日、建物設置者の連絡先をお示ししておりますが、本日に至るまで、住民からの御質問なり御要望なりはいただいてない状況でございます。

お手元の資料、届出書の15ページ、別添図面3を御覧いただけますでしょうか。

近隣にフォレオ大津一里山という大型店がございまして、そちらの従業員駐車場を今回、店舗用地としてドラッグストアを建てる計画となっております。駐車場の出入口につきましては、従前の従業員の駐車場の出入口をそのまま流用することになっております。

周辺の道路ですが、駐車場の出入口が面する大津の市道につきましては、交通量が現状非常に少ない状況でございます。ただ、カーブで多少見通しが良くないので、その点について、住民の方からも御心配の声をいただいております。それに対しましては、車場法の技術基準にのっとり、駐車場出入口には駐視認性を阻害するような構造物は建てないことと、駐車場出入口の看板掲示などを行うことで、車の出入りがあることを御案内する形となっております。

元々、従業員駐車場の出入口で、車の出入りがあったところから、この場所で車の出入りがあるということは、周辺住民の方々や、フォレオのお客様など、前面市道を利用される方については、よく御存じのところでございますので、大きな支障なく運用できるものと考えてございます。

その他、こちらの店舗につきましては、閉店時間を22時までとさせていただいております。コスモス薬品におきましては、基本、音の影響がない範囲では、22時までを

立地法の届出時間とさせていただいております。本件につきましては、一部駐車場の利用規制をすることにより、22時閉店、それ以降の駐車場の出庫の車がある場合におきましても、音の影響、規制基準を満足するという形で騒音の対策を講じることとなっております。

また、歩行者、自転車の経路という点で、住民の方からも御質問をいただいております。今回は、計画地が少し高台になっているということと、隣接する土地が調整池になっているということから、店舗側に歩道をつけるということが無理な状況でございます。また、東側の大通りとの地盤差もありまして、大通りから直接店舗にアプローチする通路をつくるようになりますと、階段状になりまして、御婦人の方、御高齢の方の利用が難しいというところから、現況のアクセスのままで営業を開始させていただく予定となっております。

この点につきましては、フォレオ側に歩道があるということと、現状の大津市道の交通量が極わずかというところから、警察本部さんとの協議の中では、オープンの状況を見て、まずは経過観察をしましょうということとなっております。

その他は、既に営業させていただいております県下の既存店舗の運用をそのまま踏襲する形となっております。今、県下で営業させていただいているお店から特に大きな苦情、支障なく、営業を継続できておりますので、こちらの一里山店でも、その運用を用いて、営業させていただきたいと考えている次第でございます。

以上でございます。

○会長：ありがとうございました。

そうしましたら、委員の皆様から御質問いただければと思います。

(仮称) ドラッグコスモス一里山店に関する質問は、すべてこの場でお願いいたします。いかがでしょうか。

○委員：店舗の閉店時間を22時までではなく、21時30分までにすると、夜間の騒音問題が全くなくなると思うのですが、いかがでしょうか。

○設置者：通常の営業時間は21時までを考えております。年末年始や、消費税増税前の駆け込み需要等に対応すべく、できるだけ長い営業時間として、今回の届出は22時までとしております。

○委員：閉店時間が21時であることは、きちんとお客様に周知されるのですね。

○設置者：はい、そうです。

○設置者：店頭看板に、店舗名と営業時間を書く予定にしておりますが、そこは21時までという表示にします。他に9店舗、滋賀県内で展開させていただいていますが、9店舗とも同じ営業時間で営業させていただいております。

○委員：閉店時間が22時までというのは、年間何日ぐらいを想定されているのでしょうか。

○設置者：基本的には考えておりません。ただ、2019年に消費税増税がありますので、この時はやはりお客様が駆け込まれると思っております。その場合は、通常営業から延長で22時閉店ということは十分考えられると思います。年末年始も現状は、21時で閉店できておりますので、余程のお客様が来られない限りは、年間0日で想定しております。

○委員：分かりました。

○会長：他にいかがでしょうか。

私から交通に関してですが、店舗前面の出入口の面する道路はかなり交通量が少ないというお話があったと思います。前面の道路は、向かい側のフォレオ一里山のお客様が使われることも多いと思うのですが、フォレオ一里山のお客様のピークと、ドラッグコスモスさんのお客様ピークが重なった場合、大丈夫かどうかという事を伺いたいです。また、出入口が交差点の近くにあるということで、信号交差点の待ち行列が店の出入口あたりまで延びてくることがあるのかどうか、現地はどのような状況でしょうか。

○設置者：交通量の実測を、平日、休日にさせていただいております。その交通量の調査日はもちろん、フォレオさんの営業日でございましたが、計画地の駐車場出入口が面する道路で、交差点の車線別の交通容量比は、許容限界に対して2割ぐらいの交通需要ということでございました。交通量という観点では、問題ない状況でございます。また、交差点の信号待ち車列が計画地の駐車場まで及ぶということは、今までの観察の中では見ておりません。

○会長：分かりました。計算上、それほど大きな交通量ではないと思うのですが、信号待ち車列の間から店舗に車が入り出すと、危ないと思いますので、もし信号待ち車列の渋滞が延びてくるようであれば、少し気を配っていただくようお願いいたします。

○設置者：はい、分かりました。

○会長：他にいかがでしょうか。

特に御質問がないようでしたら、（仮称）ドラッグコスモス一里山店についての御質問はこれで終わりたいと思います。

（仮称）ドラッグコスモス愛知川店（法第5条第1項 新設）

○会長：それでは、（仮称）ドラッグコスモス愛知川店の説明をお願いいたします。

○設置者：ドラッグコスモス愛知川店について、御説明させていただきます。

住民説明会の参加者は4名でございました。いずれも地元の住民様でございます。御質問は6つほどいただいておりますが、特に大きな問題になる御質問はなく、その場ですべて御回答を申し上げております。

一里山店と同様、愛知川店におきましても、今日現在で、住民の方から弊社への問い合わせ、連絡はない状況でございます。

届出書の14ページないし15ページを御覧いただけますでしょうか。別添図面の2番、3番でございます。

近隣にホームセンター、またスーパーマーケットがあります一角に、今回出店させていただくことになってございます。大通りには直接面しておらず、大通りから入ったところに駐車場の出入口を設けております。

住民の方におかれましては、ホームセンター側の駐車場の出入口が交差点に近いのではないかと、御心配されておられる面がございましたが、交通量がもともと少ないということと、近隣の店舗から回遊されるお客様の利便性ということを考えまして、こちらの店舗側に出入口を設けさせていただきます。交差点から少し距離を稼ぐということも考えたのですが、交差点から距離を離して店舗側に出入口を持つていきますと、店舗建物の出入口に近くなります。地元警察様ともこの点についても調整はしたのですが、協議の結果、計画の道路側に出入口を設置することになってございます。

店舗向かいのホームセンターさんの方は、No.3道路にも駐車場の出入口を設けられていまして、現状はNo.3道路から主に車の出入りをされております。農道につきましては、現状、ほとんど交通量のない状況でございますので、交通量という観点では問題ないものと考えております。また、計画地の奥に現在、宅地が分譲されておまして、

どんどん戸建て住宅が建っているという状況でございますので、戸建て住宅にお住まいの方が、今後、この農道を使われるということが想定されます。

こちらは夜間の22時にかかる前に駐車場の出入口をすべて閉鎖する形をとりますので、車の音に対する夜間騒音影響はないものと考えております。

今のところ、工事をさせていただいておりますが、特に苦情なく進んでいるという状況でございます。こちらの店舗につきましても、県下9店舗の運用をこちらにも踏襲する形で営業させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○会長：はい、ありがとうございます。

そうしましたら、委員の皆様から御質問をいただきたいと思えます。（仮称）ドラッグコスモス愛知川店に関する質問は、すべてこの場でお願いいたします。

○委員：この店舗につきましても、通常は21時までの営業でしょうか。閉店時間が21時45分と微妙な時間になっておりますが、このことは何か意味があるのでしょうか。

○設置者：これはすべて立地法の音の影響軽減のためでございます。22時以降は夜間の時間帯に入りまして、音の基準が厳しくなりますので、22時までに車が全部出庫していただけるようにということで、通常は30分ほど余裕を持ちたいのですが、30分の余裕を持ちますと、21時30分に閉店しなければなりません。それだとお店の営業も厳しくなりますので、最長営業する場合には、21時45分閉店で22時までの15分を出ていただく形を考えております。

○委員：通常は21時までということですね。

○設置者：そうです。

○委員：それから、b地点は設備騒音の影響で騒音の夜間最大値が基準を超過していると思うのですが、設備の設置場所を変えることで、超過しないようにはできないのでしょうか。

○設置者：今、設備機器は屋上に乗せておりますが、実際にはこの設備機器の周りに遮音効果を有するパネルを建てます。音の予測上は、安全側ということもありまして、このパネルの減衰効果は見てない状況で予測をしておりますので、基準は超えておりますが、実際はパネルによる減衰効果を有しますので、3dB以上の減衰になる見込です。

○委員：3dBぐらいは減衰するパネルをつけられると。

○設置者：そうですね。ただ、音に関しましては、聞き方でかなり変わってきますので、基準値を下回っているというのは、一つの目安にはなりますものの、何かあれば対応しなければいけないと思っております。

○委員：特に、こういう設備の音でしたら、連続して24時間出ている訳ですよ。

○設置者：そうですね。

○委員：何か問題がありましたら、対応よろしく願いいたします。

○設置者：実際の騒音はここまで大きくはならないと思います。メーカーのカタログ値に少し上乘せしていますのと、すべての室外機を一斉に回していますので、実際にはすべての室外機が一斉に回るという事はまずないです。

○委員：そうですか。

○設置者：はい。冷凍室外機もエアコンの自動運転と同じで、設定温度から離れると機械が一生懸命回して、設定温度に戻すといったような運動をとりますので、夜間はお客様がおられなくて、冷蔵庫をあけられない状態なので、あまり音はしない。ほとんど回っていないという状況です。

○委員：分かりました。

○会長：他にいかがでしょうか。

私から、交通に関して質問をしたいのですが、今回の店舗は出入口が2か所ありまして、1つは町道に面していて、もう1つが農道に面していますよね。いただいた来退店経路の図面を見ますと、農道に面している出入口を主に使用すると思うのですが、こちら側を主に使われる理由は何かあるのでしょうか。

○設置者：まず農道側に経路を集めているという考えは、農道の出入口側に店舗建物の出入口があるということからでございます。お客様の駐車場の止めやすい場所、駐車場の回転率が高い場所がどうしても店舗側になりますので、町道側に経路を設定しても、結局は農道側に集まるだろうと考えております。

もう1つは、周りのスーパーマーケットとホームセンターを回遊した場合、通常、お客様が自然にとられる動きに基づいて経路を設定して、設定した経路に対して交通への支障の程度を測りました。その結果、この経路でも、支障が考えられる数値にはなっておりませんので、この経路を進めていこうということになりました。

○会長：分かりました。

もう1点、地点1の信号交差点の待ち行列は、地点2の無信号交差点あたりまで連なっているのか、そのあたり現地はどのような状況でしょうか。

○設置者：ほとんど交通量は少ない状態です。

○会長：そうすると、隣の交差点への影響はそれほど気にしなくても大丈夫ということですか。

○設置者：そうですね。信号待ち車列の最後尾がこの交差点にかかるということはないですね。

○会長：はい、分かりました。

他にいかがでしょうか。

特にないようでしたら、(仮称)ドラッグコスモス愛知川店に対する御質問はこれで終わりたいと思います。

(仮称)ドラッグコスモス彦根駅東店(法第5条第1項 新設)

○会長：続いて(仮称)ドラッグコスモス彦根駅東店につきまして、御説明をお願いします。

○設置者：では、(仮称)ドラッグコスモス彦根駅東店の説明をさせていただきます。

本件の地元説明会をさせていただきましたところ、10名の参加者がございました。質問は29項目いただいております、その場で回答をさせていただいております。近隣にお住まいの方が御参加されておまして、届出書の14ページ、15ページを御覧いただけますでしょうか。

15ページで御説明いたしますと、駐車場の北側出入口の正面に3階建てのマンションがございます。そちらにお住まいの方から、出入口がここにあるのは構わないが、夜の出庫の車のヘッドライトが部屋の中に差し込むのが少し気になるので対処してほしいという御要望をいただきました。

実際こちらのマンションの居室は店舗側にありまして、居室があつて、ベランダがあつて、道路があるといったような構造になっております。ベランダには胸元ぐらいまでの壁がありまして、少しマンション側が高くなっていますので、ヘッドライト自体は腰壁でとまる状態です。ただ、腰壁も全面腰壁ではなくて、端の方は縦長のスリットが入っており、そのあたりが少し気になるということがございます。

この出入口の位置を若干JRの軌道側、方向でいくと西側にずらそうかと検討しております。このような形で、住民様の御要望に対応しているという状況でございます。

もう1つ、交通の問題で県道の彦根近江八幡線と店舗側にあります市道彦根駅前東5号線、この取り合いの接続部が渋滞するのではないかとといった御質問、御心配も地元さんはされておられるようでした。

実際にこの市道彦根駅前東5号線といいますのは、周辺見取図を見ていただければよく分かるのですが、店舗の北側の住宅地に入るための道路でございます。こちらの道路を利用される方はこの住民様で、通り抜けする車はない状況でございます。交通量という観点では非常に少ない、ほとんどないと言っていいぐらいの交通量でございます。ですので、こちらの県道とこの市道との交差点で慢性的な交通渋滞が発生するといったようなことは、少し考えにくいと思っております。

添付図面の6番の来退店経路図を見ていただきますと、国道8号から先ほど申し上げました交差点を経由して車が来店する御心配もあるようですが、県道彦根近江八幡線と市道彦根駅前東5号線の交差点で右折のウインカーを出して待つということは、車の切れ目もなかなか出てこないものでして、右折のタイミングが出現しない状況でございます。添付図面の6番の来退店経路どおりに来ていただく方が全くストレスのない状況でございますので、結果的にこの経路どおりの交通の流れになるものと考えております。この点につきましては、彦根警察署様、また滋賀県警察本部様も同様の見解でございました。

その他、こちらの店舗につきましても、県下既存店と同様の運用をさせていただきたいと考えております。他の2店舗と違い、最寄りに住環境が立地してございますが、今のところは住民様の方からの御心配の電話もないので、支障なく営業開始できるものと考えております。

以上でございます。

○会長：はい、ありがとうございました。

そうしましたら、委員の皆様から御質問をいただければと思います。

(仮称) ドラッグコスモス彦根駅前店に関する質問は、すべてこの場でお願いいたします。

○委員：こちらの店舗も、通常の営業は21時までということですね。

○設置者：はい。

○委員：店舗周辺にマンションがあるということでしたが、このマンションは何階建てでしょうか。

○設置者：駐車場北側出入口に面するマンションは3階建てです。

○委員：騒音の予測は、3階の高さでも実施されているのでしょうか。

○設置者：はい。該当する階高さと予測をしております。

○委員：そして、夜間の設備騒音についてですが、先ほどの店舗と同じように、防音の囲いをしていただけるということですね。

○設置者：そうですね。予測としましては、何もない状態で予測はしておりますが、実際には遮音効果を持つ壁、目隠しフェンスが立ちます。

○委員：はい、分かりました。

○会長：他にいかがでしょうか。

私から1点、交通についてお伺いします。先ほどの誘導経路の話の中で、国道8号がかなり混んでおり、国道8号から市道彦根駅前東5号線への右折進入は難しいので、おそらく誘導経路どおりに来店されるだろうという話だったと思いますが、そのことは、事前に来店経路が分かってないと、来店経路どおりには行かないですね。行って見て、これは右折しにくいなというのは分かると思うのですが、1回、2回は実際に行ってみないと分かりません。そうすると、事前に、お客さんへ来退店経路のアナウンスは必要と思うのですが、そのあたりお客さんへの周知はどのようにされるのでしょうか。

○設置者：今、予定しておりますのは、新聞等の折り込みチラシでの経路周知です。

○会長：図面の誘導経路を見ると、来店経路は最短経路に近い感じがしますが、退店経路は方向によっては大きく迂回する経路が設定されております。県道彦根近江八幡線と市道彦根駅前東5号線の交差点には来店だけに使われるということですが、おそらく交通上は退店時に利用されることも可能ではあると思うのです。そのあたり、渋滞の面もありますし、安全上の面もありますので、なるべく誘導経路どおりに来退店いただけるようなアナウンスをお願いできればと思います。

○設置者：分かりました。

○会長：他にいかがでしょうか。

○委員：設置者が行う交通対策等で滞留が発生する場合、臨時駐車場を設けて需要に対応するとありますが、その臨時駐車場というのは、この地図上ではどちらになるのでしょうか。

○設置者：まだ決まっています。

○委員：決まってないのですか。

○設置者：ただ、この彦根駅東口というのは、駐車場が非常に多い地域です。基本的には駅周辺のコインパーキングを利用することになると思っております。もしくは、月極駐車場をお借りしてというような形になると思います。

○委員：現状では決定はしていない。

○設置者：はい。まだオープンも何か月か先なものですから、決まっておられません。

○委員：はい、分かりました。

○会長：他にいかがでしょうか。

特にないようでしたら、（仮称）ドラッグコスモス彦根駅東店に関する質問はこれで終わりたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

○設置者：どうもありがとうございました。

えちがわショッピングセンター（法第6条第2項 変更）

○会長：それでは、えちがわショッピングセンターの変更届出につきまして、周辺地域の生活環境への影響と配慮事項を中心に、10分ぐらいで説明をお願いします。

○設置者：それでは、説明させていただきます。

届出書の別添図面3と4を御覧ください。本日の資料では、49ページと50ページになるかと思えます。

本店舗は、役場、警察署などが集まっております一角に立地しております平和堂を核店舗とする、店舗面積7,220㎡の商業施設でございます。

駐車場は、指針計算式による必要駐車台数の458台を、店舗の屋上駐車場の199台と、前面の屋外駐車場の259台で確保しておりますが、屋上駐車場の稼働率は極めて低く、催事日以外は休日でもほとんど利用されていない状況が続いております。

従業員駐車場は店舗敷地内南側の44台のほか、北側の敷地外出入口1の向かい側に78台を借地で確保しております。

今回の変更届出は、稼働率の低い屋上駐車場の一部を従業員兼用といたしまして、敷地外に借地契約している従業員駐車場を返却するとともに、従業員駐車場の充足を図るために行うものでございます。

指針計算式による必要駐車台数を下回る変更になりますので、届出書の2ページ以下に特別な事情による必要駐車台数の算出を記載してございます。

駐車場の実態調査としまして、昨年5月28日の日曜日に駐車場の出入口に人を張りつけまして、自動車の入退場時刻とナンバー、乗車人員を記録いたしました。

その結果を整理したものが3ページの表1でございまして、この日の最大滞留台数は15時10分から20分間の200台でございました。

駐車時間の分布は表2のとおりで、90%以上が1時間以内の駐車でございました。10分以内の駐車というのは、買い物目的以外の従業員の送迎ですとか、何かの配達ですとか、そういう可能性もありますが、やはり目的の商品だけを購入して、短時間で退出する利用客も相当あるように思われます。

買い物客による滞留台数が日來客数に比例するものとしまして、年間最大の來客数と実態調査日の來客数の比を調査日の最大滞留台数に掛けて、年間の最大滞留台数を推定しますと、4ページの図の上側の式のとおり、369台と算出されます。

駐車時間と乗車人員の集計は、届出書の別添資料の表の最後に記載しておりますが、平均乗車人員は約1.4人、平均駐車時間は33分、0.55時間ですね。指針計算式で想定されている数値に比べて、平均乗車人員、駐車時間係数ともかなり小さいという結果でございました。

そこで、指針計算式を用いて、日來客数の年間最大値、平均乗車人員は1.0、平均駐車時間係数は実態調査日の実績値を使って必要駐車台数を計算しますと、4ページの図の下側の式のとおり、269台となります。

いずれの推定台数も指針計算式による必要駐車台数を大きく下回っておりまして、当店舗の利用実態に基づく必要駐車台数は催事日等で極端にお客様の多い日であっても、変更後の駐車台数370台で充足すると考えております。

なお、変更後も催事等で混雑が予想される日には、従業員の利用を一部制限したり、必要に応じて外部に従業員用の臨時駐車場を確保するなど、周辺の道路の交通に支障が生じることのないように運営してまいります。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○会長：ありがとうございます。

そうしましたら、委員の皆様から御質問をいただければと思います。

えちがわショッピングセンターに関する御質問は、すべてこの場でお願いいたします。

○委員：以前に駐車場の利用時間を22時半までに変更されたようですが、それ以降住民の方からの苦情はございませんか。

○設置者：はい、店の方にも確認しましたが、クレームは特にございません。

○委員：分かりました。

○会長：他にいかがでしょうか。

私から1点、出入口の面している道路が割と狭い道だと思うのですが、今まで営業されていて、出入りに関する安全上の問題は特になさそうでしょうか。

○設置者：はい、出入口に関しましても、店にも確認しましたが、過去に接触等の事故はないと聞いておりますので、安全上、特に問題はないと認識しております。

○会長：今回の届出では誘導経路の記載はないのですが、想定した誘導経路で営業をされているということよろしいですか。

○設置者：そうですね。

○会長：分かりました。

他にいかがでしょうか。

特にないようでしたら、えちがわショッピングセンターに関する御質問は終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

F r i e n d T o w n 日野（法第6条第2項 変更）

○会長：F r i e n d T o w n 日野の変更届出について、説明をお願いします。

○設置者：それでは、F r i e n d T o w n 日野の変更届出について、説明させていただきます。届出書の別添図面の2と3を御覧ください。

本店舗は、日野町の国道307号沿線に立地しております、スーパーマーケットの平和堂とホームセンターのコメリを核店舗とする店舗面積9,623㎡の商業施設でございます。

駐車場は、指針計算式による必要駐車台数を上回る645台を店舗建物周辺の屋外に設けておりますが、店舗の出入口から遠い区画の稼働率は低く、休日でも空きが目立つ状況であります。

今回の変更届出は、駐車場内で稼働率の低いエリアを従業員兼用としまして、現在、敷地外に借地契約している従業員駐車を返却するとともに、従業員用駐車場の充足を図るために行うものでございます。やはり指針計算式による必要駐車台数を下回る変更でございますので、届出書の3ページ以下に、特別な事情による必要駐車台数の算出を記載してございます。

実態調査としまして、先ほどのえちがわと同じ日ですけれども、去年5月28日に駐車場の各出入口に人を張りつけまして、自動車の入退場時刻、ナンバー、乗車人員を記録いたしました。その結果を整理したものが3ページの表1でございまして、この日の最大滞留台数は15時から15時10分の間の317台でございました。

駐車時間の分布は、4ページの表2のとおりでございまして、1時間以内の利用が9割近くを占めておりまして、店舗面積が広い割に来客の滞在時間は比較的短いという結果でした。

買い物客による滞留台数が日來客数に比例するものとして、年間最大の來客数と実態調査日の來客数の比を調査日の最大滞留台数に掛けて、年間の最大滞留台数を推定しますと、4ページの図の上側の式のとおり、432台と算出されます。

同じく駐車時間と駐車人員の集計は、届出書の別添資料の表の最後に記載しておりますが、平均乗車人員は入場1.42人、出場1.46人、平均駐車時間は41分、0.68時間で、指針計算式で想定されている数値に比べまして、平均乗車人員、平均駐車時間係数ともに小さいという数字の結果でございました。

そこで、また同じように、指針計算式を用いて、日來客数の年間の最大値、平均乗車人員は1.0、平均駐車時間係数は実態調査日の実績値を使いまして、必要駐車台数を計算しますと、その図の下側の式のとおり、277台となります。いずれの推定台数も指針計算式による必要駐車台数を大きく下回っておりまして、当店舗の利用実態に基づく必要駐車台数は年末の極端にお客様の多い日であっても、430台ほどです。したがって、変更後の駐車台数455台で充足すると考えております。

なお、変更後も催事等で混雑が予想される日には、従業員の利用を一部制限したり、必要に応じて外部に従業員用の臨時駐車場を確保するなど、周辺道路の交通に支障が生じることのないようにしてまいります。

以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長：はい、ありがとうございました。

そうしましたら、委員の皆様から質問をいただければと思います。

F r i e n d T o w n 日野に関する質問は、すべてこの場でお願いいたします。

私から交通に関する質問ですけど、図面を見ますと、出入口が4か所ありまして、1、2、3は同じ道沿いに並んでいる状態です。別添図面2を見ると、1番が右折の出庫があったり、4番が右折の入庫があったりするんですけど、このあたり今まで営業されていて安全上の問題はないでしょうか。

○設置者：はい。結論から申し上げますと、特に問題はございませんでした。新設前に、警察ともお話をさせていただきまして、こちらの出入りに関して右左折は構わないだろうということで協議も整えております。

また逆に、出入口2・3に関しては、現状、右折ができないような形で構造物を置いているのですが、それも警察からの指導に基づいてさせていただいておりますので、関係機関との協議をした上で、この計画をさせていただきました。営業開始後も特に問題が起こっていない状況です。

○会長：他にいかがでしょうか。

○委員：駐車場の出入口は、日野小学校や日野中学校の通学路沿いですよね。登校時間は店舗の営業時間帯がずれているとしても、下校時間はかなり学生の歩行者も多くなると思うのですが、そこでのトラブルはなかったのでしょうか。

○設置者：はい。特に問題はございません。こちらの店舗の計画をしているときに、実は日野小学校さん、日野中学校さんにも伺いまして、計画の説明をさせていただきました。その中で、学校としても、生徒さんへの指導は徹底するという形で御協力をいただいております、その結果、現在も特に問題が起こってはいないというところでございます。

○委員：はい、分かりました。

○会長：他にいかがでしょう。

○委員：参考までにお聞きしたいのですが、営業時間は何時から何時までですか。

- 設置者：届出上は、9時～22時という形になっていますが、実際の営業時間は把握出来ておりません。
- 委員：はい、分かりました。
- 設置者：申し訳ございません。
- 委員：それで、従業員の方の車利用が結構多いようですが、従業員の方が最後に帰られるのは何時ごろになるのですか。
- 設置者：日にもよりますが、閉店1時間以内には退社している者が多いと思います。
- 委員：遅い方もいらっしゃるかと。
- 設置者：例えば、年末年始の大売り出しとかになりますと、遅くなるときもあり得るかもしれませんが、ほとんどの日は、閉店から1時間以内には退社していると思います。シフトで時間をずらして、勤務していますので、必ず全従業員が閉店まで残って一気に帰るということはありません。
- 委員：分かりました。
- 委員：直接は関係ないですが、前回の駐車場届出台数と今回の届出台数が大分違うと思うのですが、この相違はどこに起因するのですか。
- 設置者：もともと届出をさせていただいた645台というのは、大店法の指針に基づく台数でして、それに基づいて届出をさせていただいた。ただ、開店後に実際計測してみると差異があったので、実態に合わせた形で今回届出をさせていただきました。
- 委員：大店法の指針は、現実に即してない指針だったのですね。そういうふうに店側も思いませんか。
- 設置者：この店舗に関しては、そうだったというところかなと思います。
- 委員：えちがわショッピングセンターもそうですね。
- 設置者：そうですね。
- 委員：分かりました。大店法は、事業者に対して過大な駐車場台数の確保ならびにそれに伴う費用負担を求めているとも考えられますよね。
- 設置者：全国一律に当てはまる式をつくらうとすると、やはり少なすぎたら困りますので、余裕を持ったつくり方をなさっているのではないかと思いますけど。
- 委員：そうですね。はい、分かりました。

○会長：このような駐車場を減らす届出は、この審議会によく出てくるので、話題になるのですが、もともと経産省の指針でつくる式があって、指針の要求する台数が少し多過ぎるのではと、我々の方も思ってしまう。

○委員：だから、地域に即した県独自の指針があってもいい訳ですよ。

○会長：我々の方も検討したいと思います。

○委員：はい、どうもありがとうございました。

○会長：他にいかがでしょうか。

では質問しますが、駐車場の利用台数の減少傾向は、時系列としてはどのような状況でしょうか。

○設置者：ここに限らず、どこの店舗もですが、オープンしたときが一番多いです。オープン時は、やはり多くのお客さんは来られるのですが、1週間ぐらいで落ち着いてきます。

○会長：では、最初の1週間だけが多くて、1週間ぐらいすると、落ち着いた感じになってくると。

○設置者：そうですね。年数回、大きな売り出しをさせていただきますので、そのときは多いのですが、基本的には開店後しばらくすれば、落ち着く傾向にあります。

○会長：分かりました。

他にいかがでしょうか。

特にないようでしたら、Friend Town日野に関する質問はこれで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○設置者：ありがとうございました。

○会長：それでは、5分少々休憩をとりたいと思います。15時30分開始ということでお願いします。

〔15時22分 休憩〕

◇

〔15時30分 再開〕

○会長：再開したいと思います。

1件ずつ御審議をいただければと思います。

まず、(仮称)ドラッグコスモス一里山店の内容につきまして、御審議をいただければと思います。御意見等、いかがでしょうか。

内容としては、夜間の騒音の最大値を超えている部分があるということと、前面道路の右折・左折の出入があるという安全上の問題があるかと思います。あと、周辺の道路が通学路になっているということもありましたよね。そのあたりも留意事項と思いますが、御意見等ありますでしょうか。

では、原案を一回読みまして、またそれに対して意見をいただければと思います。

まず、全体として意見は「なし」でよろしいですか。付帯意見として、今申しました騒音の話と周辺の交通安全とか通学路の話というあたりを付けてはと思います。いつもと同じ文言ですが、読み上げます。

「騒音の夜間最大値の基準値を超過する地点があることから、近隣住民から騒音をはじめとする苦情や意見があった場合には、誠意をもって対応協議し、必要に応じて適切な対策を講じられたい。」というのが、1点目です。

2点目が「円滑かつ安全な交通の確保および周辺道路への交通の影響を緩和するため、特に開店時など繁忙日においては交通整理員の適切な配置およびチラシによる周知など、来退店車両誘導の徹底、その他の適切な方法により十分な交通対策を講じられたい。」というのが、2点目です。

3点目が「店舗の来退店車両および荷さばき車両等により店舗周辺の通学路を通行する者に危険が生じないよう、安全確保について特段の配慮を講じられたい。」という、3点を付帯意見に付けるということで、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、1件目については、そのようにしたいと思います。

2件目のドラッグコスモス愛知川店につきまして、御審議をお願いいたします。

御意見等、ございますでしょうか。

こちらと同じような話になるのですが、騒音の夜間規制値を超えているところがあるということと、周辺の交通安全の話と、これも通学路がありますので、そちらの配慮という、同じような話になりますが、よろしいでしょうか。

では、同じ文言ですが、一応、確認のため読ませさせていただきます。

まず全体として、意見は「なし」でよろしいですか。

付帯意見として、1点目が、「騒音の夜間最大値の基準値を超過する地点があることから、近隣住民から騒音をはじめとする苦情や意見が出た場合には、誠意をもって対応協議し、必要に応じて適切な対策を講じられたい。また、来客が駐車場を利用することができる時間帯に確実に退出するよう対策を講じられたい。」というのが、1点目です。

2点目が、「店舗の来退店車両および荷さばき車両等により店舗周辺の通学路を通行する者に危険が生じないよう、安全確保について特段の配慮を講じられたい。」

3点目が、「円滑かつ安全な交通の確保および周辺道路の交通への影響を緩和するため、特に退店時など繁忙日においては交通整理員の適切な人員の配置およびチラシによる周知など、来退店車両誘導の徹底、その他適切な方法により十分な交通対策を講じられたい。」という、3点を付けてはいかがでしょうか。

先ほど「同じ」と言いましたけど、閉店時間が少し違いましたので、こちらについては、駐車場を利用できる時間帯に確実に退出できるというのが違いになります。

2件目は、これでよろしいでしょうか。

では、3件目、ドラッグコスモス彦根駅東店ですが、こちらにつきましても御審議をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

これも内容的には同じような感じかと思ひまして、騒音の話と、周辺の交通安全対策だと思ひます。こちらは通学路というのがなかったもので、2点かと思ひます。

よろしいでしょうか。

では、案を読み上げます。

まず、意見は「なし」でよろしいですか。

付帯意見として、「騒音の夜間最大値の基準値を超過する地点があることから、近隣住民から騒音をはじめとする苦情や意見が出た場合には、誠意をもって対応協議し、必要に応じて適切な対策を講じられたい。また、来客が駐車場を利用することができる時間帯に、確実に退出するよう対策を講じられたい。」というのが、1点目です。

2点目が、「円滑かつ安全な交通の確保および周辺道路の交通ならびに通行車両による地域住民への影響を緩和する適切な誘導性を実行するため、新規開店時をはじめ、繁忙日においては交通整理員の適切な人員配置およびチラシによる周知など、来退店車両誘導の徹底、その他の適切な方法により十分な交通対策を講じられたい。」という、この2点を付帯意見としてはと思ひますが、いかがでしょうか。

そうしましたら、ドラッグコスモスの3件につきましては、そういった付帯意見ということにしたいと思います。

次に、えちがわショッピングセンターの方ですが、こちらも御審議いただければと思いますが、いかがでしょうか。

これは駐車場の台数を減らすということで、先ほど指針の台数がどうかという話もありましたけど、一応、指針台数を下回るときの注意事項というあたりを付帯意見としてはと思います。

そうしましたら、こちらはまた案を読み上げますので、御意見をいただければと思います。まず、全体として、意見は「なし」でよろしいですか。

付帯意見として、これもいつもの文言ですが、「今回の届出における駐車台数は大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針の基準を下回る台数になることから、駐車場の収容台数に不足が想定される場合、または不足が生じた場合には、指針の必要台数を尊重し、速やかに臨時駐車場を確保されたい。」という、内容を付けてはと思いますが、よろしいでしょうか。

では、えちがわショッピングセンターに関しては、そのようにしたいと思います。

最後のFriend Town日野につきましては、御審議いただければと思います。

こちらにも同様に駐車場台数を減らすというものでしたが、御意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、こちらにも同じ内容になりますが、一応、案を読み上げますので、御意見をいただければと思います。

まず、全体として、意見は「なし」でよろしいですか。

付帯意見として、「今回の届出における駐車場台数は大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針の基準を下回る台数になることから、駐車場の収容台数に不足が想定される場合、または不足が生じた場合には、指針の必要台数を尊重し、速やかに臨時駐車場を確保されたい。」といった付帯意見、同じ内容になりますが、付けてはと思いますが、いかがでしょうか。

そうしましたら、そういった付帯意見を付けることにしたいと思います。

それでは、以上で5件すべての審議を終えましたので、今審議しました内容を滋賀県大規模小売店舗立地審議会運営規程第7条第1項に基づき、知事に答申いたしますので、御了解をお願いいたします。

なお、知事への答申文の案文につきましては、また後日、委員の皆様にも確認いただいた上で答申するというので、よろしいでしょうか。

そうしましたら、事務局から報告事項等ありましたら、お願いします。

3. その他

○事務局：皆様、お疲れさまです。事務局から2点、連絡事項がございます。

1点目が、第2回審議会の報告になります。お手元の本日お配りした資料の中に、「報告書」と記載があるA4用紙があると思いますので、御確認いただけますでしょうか。

第2回の審議会の中で、イオンタウン湖南につきまして、駐車場区画⑥については湖南市市民産業交流促進施設の計画の具体的内容を踏まえ、駐車場の24時間利用の必要性を再検討の上、結果を書面で県に報告されたいという付帯意見を付けておりました。それに対して、建物設置者からの回答が、こちらの報告書になります。

「記」以下、読み上げさせていただきますと、「G棟：湖南市市民産業交流促進施設は現在、特定交通安全施設等整備事業（道の駅）の事前協議を行っており今秋に登録申請を行い認定を受ける見込みとなります。「道の駅」の認定を受けるための条件の一つとして、駐車場が24時間利用であることが必要となります。そのため駐車場⑥については今秋以降、「道の駅」認定を受け供用開始した後は24時間利用可能な区画として運用を行う予定となります。

なお、駐車場⑥の区画については、本届出におきまして24時間利用可能区画として届出しておりますが、現状の運用として23時30分から6時30分はカラーコーンにより封鎖しております。」という、報告書が県に届きました。

前回の審議会では、平成22年の届出の付帯意見の内容が守られているのかどうかというところが争点だったと思うのですが、駐車場区画⑥については24時間利用の届出はされているものの、23時30分まで利用で、今秋「道の駅」がオープンしてから24時間に変わるということで、一定付帯意見の内容は守られているものと思われま

連絡事項の2点目としまして、次回審議予定案件の御説明をさせていただきます。概要資料の57ページからの資料7を御覧ください。

次回審議会の審議予定案件は新設3件、報告1件として計画しております。

まずは、長浜市にて営業予定の（仮称）ドラッグコスモス高月店でございます。設置者は株式会社コスモス薬品でございまして、主に医薬品を扱う店舗となっております。

2件目は、甲賀市で営業予定のスーパーハズイ水口店でございます。設置者は株式会社ハズイでございまして、主に食料品を扱う店舗となっております。

3件目は、近江八幡市で営業中のイオン近江八幡店でございます。設置者はみずほ信託銀行株式会社でございます。こちらに関しましては、駐輪場の位置および収容台数の変更というような形になりますので、報告案件という形で対応させていただきます。

最後に、アヤハディオ栗東店でございます。設置者は綾羽株式会社でございまして、主に日用生活品を扱う店舗というような形になります。

既に御案内させていただいておりますとおり、次回の審議会は9月5日、水曜日10時からという予定でございます。よろしく願いいたします。

以上になります。

○会長：はい、ありがとうございます。

御質問等、ございますでしょうか。

それでは、これで本日の会議を閉会して、進行のほうへお返しいたします。

4. 閉会

○商工観光労働部：本日は、長時間にわたりまして御審議賜りまして、どうもありがとうございました。

次回もよろしく願いいたします。

〔15時44分 閉会〕